

改正

平成26年1月23日公企管理規程第1号

多可町水道事業給水条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、多可町水道事業給水条例(平成17年多可町条例第183号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給水装置の構造及び材質基準)

第2条 条例第10条に規定する給水装置の構造及び材質の指定は、次の基準により行う。

- (1) 配水管への取付位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。
- (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- (5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置がとられていること。
- (6) 当該給水装置以外の水管その他これに類する設備に直接連結されていないこと。
- (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。
- (8) 一時に多量の水を使用する箇所その他町長が必要と認める場合においては、受水槽を設置しなければならない。この場合の給水装置及び水質保全等による責任の分界点は、受水タンクの入水口の逆止弁とする。

2 条例第10条の規定により町長が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 製品が日本工業規格品又は日本水道協会規格品であること。
- (2) 製品が水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第5条に適合することを証明する機関が、その品質を認証したもの
- (3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第5条に定める構造・材質基準への適合性を証明したもの

3 町長は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないとき認めるときは、当該材料の使用を制限することがある。

(工事申込みによる承諾書の提出)

第3条 条例第5条の申込みの場合、他人の給水管から分岐して給水装置を設置しようとする者は、給水装置所有者の承諾書、他人の所有地を通過して給水管を布設しようとする者は、土地所有者の承諾書その他特別な理由があり町長が必要であると認めた場合は、利害関係者の承諾書又は誓約書を提出しなければならない。

(給水装置新設等の申込み)

第4条 条例第5条に規定する給水装置の新設、改造、修繕の申込みは、給水装置工事申込書の提出をもって行う。

(設計審査、しゅん工検査)

第5条 条例第9条に規定する指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ工事着手届とともに、給水工事設計審査書兼材料確認書を提出しなければならない。

2 工事しゅん工後に工事完成届とともに、しゅん工検査願を提出しなければならない。

(メーターの設置)

第6条 メーターの設置場所は、原則として公私境界線に最も近接した敷地内で、メーターの点検及び取替作業が容易であり、かつ、メーターの損傷、凍結等のおそれのない箇所であることとする。

2 メーターの設置場所にその点検又は機能を妨害するような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

3 前項の規定に違反したときは、町長は、回復を命じ、履行しないときは、町長が施行してその費用を違反者から徴収することができる。

4 メーターの位置の変更をするときは、町長に届け出なければならない。

5 家屋の改造その他メーターの点検に支障があるときは、町長は、メーターの設置場所を変更させることができる。

6 前2項の変更に必要な費用は、使用者又は所有者の負担とする。ただし、天災その他使用者又は所有者の責任でないとき認めるときは、この限りでない。

(工事費の予納の期限)

第7条 条例第12条に規定する工事費の予納について、工事費の概算額を通知した日から20日以内に納入しない場合は、その工事の申込みを取り消したものとみなす。

(工事費の後納)

第8条 条例第12条第1項ただし書の規定により工事費の概算額を予納する必要がないと認めた工事は、次のとおりとする。

- (1) 官公署その他公共用施設の工事
- (2) 設計変更による簡単な追加工事及び応急工事

2 条例第12条第2項に規定する工事費の概算額の精算に過不足があるときは、還付し、又は追徴する。

(工事の保証期間)

第9条 町長が施行した給水装置工事でしゅん工後6か月以内にその給水装置が損傷したときは、町の費用で修繕する。ただし、不可抗力又は使用者の故意若しくは過失の場合は、この限りでない。

(届出の義務者)

第10条 条例第23条の各号のいずれかに該当する場合の届出義務者は、次のとおりとする。

- (1) 水道の使用をやめるとき 使用者
- (2) メーターの口径を変更するとき 使用者
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき 使用者
- (4) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき 使用者
- (5) 給水装置の所有者に変更があったとき 新旧所有者

ただし、その事実を証明する書類を添付するときは 新所有者

- (6) 消防用として水道を使用したとき 使用者
- (7) 管理人に変更があったとき 新旧管理人
- (8) 管理人の住所に変更があったとき 管理人
- (9) 共用給水装置の使用戸数に異動があったとき 使用者
- (10) 臨時用に使用するとき 使用者

(私設消火栓の封印)

第11条 私設消火栓は、町長が封印するものとする。

(徴収の免除)

第12条 条例第25条第2項ただし書に規定する修繕に要した費用を徴収しない場合とは、配水管からメーター止水栓までの装置とする。

(給水装置及び水質の検査)

第13条 条例第26条第2項の規定により検査の実費額を徴収する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 給水装置の機能について、通常の検査以外の検査を行うとき。

(2) 水質について、飲料の適否に関する以外の検査を行うとき。

(使用水量の端数計算)

第14条 使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、翌月に繰り越して計算する。ただし、メーターの取り外しをした場合の端数は、1立方メートルとして計算する。

(使用水量の認定)

第15条 条例第30条の規定により使用水量を認定する場合において、メーターに異常があったとき、又は使用水量が不明のときは、6か月間又は前年の同一期間の使用水量により算定する。

(料金の計算)

第16条 基本料金は、開栓の届出のあった日の属する月から、閉栓の届出のあった日の属する月まで徴収する。超過料金は、前々月の点検定例日の翌日から当月の点検定例日までを2月として算定し、点検した日の属する月の翌月及び翌々月に配賦して徴収する。

(料金の訂正)

第17条 料金を納入した後、その算定に違算があったときは、次の回に徴収する料金で精算する。

(料金等の領収及び取扱人印)

第18条 条例第35条に規定した徴収方法のうち口座振替で徴収する料金その他の納付金に対する領収書は、出納員の領収印及び取扱人の印があるものに限り有効とする。

(概算料金の請求)

第19条 条例第34条の規定による臨時使用（土木工事、建築工事、興業等に給水装置を使用するもの）に対しては、概算額として2万円を徴収する。過不足があるときは、還付し、又は追徴する。

(給水停止の方法)

第20条 条例第44条及び第45条に定める給水の停止は、止水栓若しくは制水弁の閉止、メーターの取り外し又は配水管との連結を切り離すことにより行う。

(給水停止の解除に要する費用)

第21条 前条の規定による給水の停止を解除する場合においては、その解除に要する費用を徴収することができる。

(手数料)

第22条 条例第36条に規定する手数料のほかに次の各号の区分により当該各号の手数料を使用者又

は申込者から徴収する。

- (1) 証明手数料 1件につき 200円
- (2) 道路占用代行手数料 1件につき 5,000円

- 2 前項の手数料は、申請のときに前納しなければならない。
- 3 既納の手数料は、還付しない。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び検査)

第23条 条例第51条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次の定めるところによるものとする。

- (1) 次に掲げる基準に従い、管理すること。
 - ア 水槽の掃除を少なくとも1年に1回は行うこと。
 - イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
 - ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたとときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
 - エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
- (2) 前号の管理に関し、少なくとも1年に1回は、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(検査員証の携帯)

第24条 職員は、給水装置の検査及びメーターの点検その他給水管理上必要があり、使用者等の居宅又は施設に立ち入る場合は、検査員証(別記様式)を携帯しなければならない。

- 2 関係者から請求があったときは、職員は、検査員証を提示しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の中町水道事業給水条例施行規則(平成10年中町規則第4号)、加美町給水条例施行規則(平成10年加美町規則第5号)又は八千代町簡易水道事業

給水条例施行規則（昭和55年八千代町規則第5号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年1月23日公企管理規程第1号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式（第24条関係）

(表)

給 水 装 置 立 入 検 査 証			
		(所属)	
		(氏名)	
		年 月 日生	
年 月 日交付			
	多可町水道事業管理者 多可町長		印

(裏)

水 道 法 (抄)
<p>(給水装置の検査)</p> <p>第17条 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代わるべき者の同意を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>